



自転車専用通行帯が12月下旬に完成しました！

鵜沼奥田線に、自転車専用通行帯を設置しました。地域の皆様には、今後とも交通ルールを守り、安全・安心な通行を心がけていただくよう、お願いいたします。

※**自転車安全利用五則**も併せて確認ください。（※裏面参照）



自転車専用通行帯とは？

- 自転車が車道通行の際に通行しなければならない帯状のレーンのことです。青色塗装や白色区画線、矢羽根マーク（青色）等により自転車の走行場所と進行方向を示しています。
- 自転車専用通行帯については、自転車以外の歩行者・自動車・バイクの通行はできません。

自転車専用通行帯の通行方法は？



- 自転車は「車両」です。鵜沼奥田線を通行する自転車は、「車道の左側」を矢印の路面標示に従って、一方通行で通行します。右側通行（逆走）はできません。
- 交差点付近等の矢羽根マーク（青色）の設置区間では、自動車やバイクと混在しますので、お互いに注意して通行しましょう。

【案内図】



【完成写真】



【担 当 課】 藤沢市役所 道路整備課

電話番号 0466-50-3547（直通）



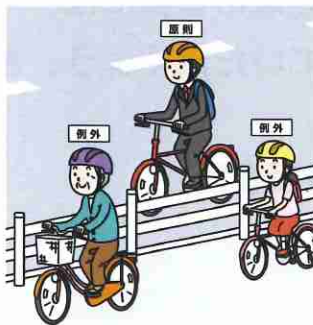


再確認！自転車に乗るときのルール

自転車安全利用五則



1. 自転車は車道が原則、歩道は例外



自転車は「軽車両」です。車道を通行しましょう。

※運転者が13歳未満や70歳以上、身体に障がいがある方や、「自転車及び歩行者専用」の標識(右図)がある歩道では、自転車で歩道を通行することができます。

(その場合でも歩行者優先)



2. 車道は左側を通行



車道の左端を通行し、右後ろから来る車にも注意しましょう。

3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



歩道を通行するときは、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、一時停止もしくは自転車を降りて押して歩きましょう。

4. 安全ルールを守る

◎ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止



◎ 夜間はライトを点灯



ライトのほか、自転車の側面に反射材をつけましょう。

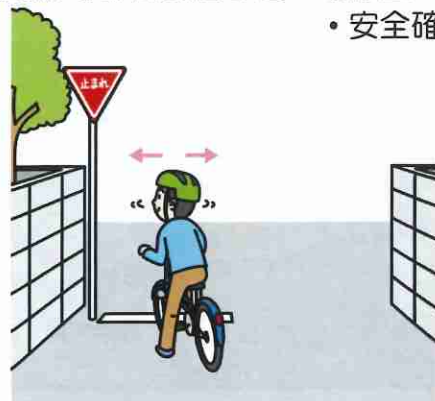
5. 子どもはヘルメットを着用



子どもが自転車に乗るときや、子どもを補助いす等に同乗させるときは、安全確保のために保護者が積極的にヘルメットを着用させましょう。

◎ 交差点での信号遵守と一時停止

・安全確認



◎ 自転車運転中の携帯電話、イヤホン等の使用の禁止

◎ 傘さし運転の禁止